令和８年１１月２日

各　　位

新潟市水道事業管理者
水道局長　長井　亮一
（担当：総務部　経理課）

指　名　停　止　に　つ　い　て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「要領」という）第２条第１項並びに第３条第１項に基づき指名停止を行いました。

記

１　指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
有限会社　松野尾産業 （ﾕｳｹﾞﾝｶﾞｲｼｬ ﾏﾂﾉｵｻﾝｷﾞｮｳ） 主たる営業所 新潟市西蒲区松野尾２８７４番地	令和８年１１月２日 ～ 令和８年１１月１５日 （２週間）

２　指名停止理由

新潟市西蒲区内の鳥之子神社石柵基礎工事において、令和６年１０月８日、雇用されていた外国人技能実習生がスコップを使用して、石柵を構成する親柱の下方にある土砂を掘削し、当該土砂を移動させる作業を行っていたところ、親柱が同人の方に倒れ、下敷きになった同人が死亡する災害が発生した。これにより、法人及び同社代表取締役が、労働安全衛生法違反により罰金刑に処された。

このことは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第１第８号（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）に該当するため、指名停止を行った。